

令和8年度介護施設等に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱

7福祉高施第2227号
令和8年3月25日

(通則)

第1条 介護施設等に対するサービス継続支援事業補助金(以下「補助金」という。)は、介護施設等に対するサービス継続支援事業実施要綱(令和8年3月18日付7福祉高施第2224号。以下「実施要綱」という。)に基づき実施する事業に係る経費の一部を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、実施要綱4に規定する対象施設において、入所者の栄養・心身の状況等を考慮した食事を提供するため、物価上昇の影響がある中でも、食事提供サービスを円滑に継続できるよう支援することを目的とする。

(暴力団等の排除)

第3条 次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

(1) 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等(暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)に該当する者があるもの

(算定基準)

第4条 この補助金の算定基準は別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付申請は、実施要綱第4条に定める対象施設(以下「施設」という。)が、交付申請書(別記第1号様式)に関係書類を添えて、別に定める期日までに東京都知事(以下「知事」という。)に提出して行うものとする。

(交付決定)

第6条 知事は、交付申請のあった事業について適当と認める場合は、9に定める条件を付して補助金の交付を決定し、施設に通知する。

(補助条件)

第7条 この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付する。

(1) 事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付の決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、知事は、施設に対し、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

(2) 承認事項

次のアからウまでのいずれかに該当するときは、施設はあらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、ア又はイに掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

ア 事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

イ 事業の内容を変更しようとするとき。

ウ 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(3) 事故報告

施設は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 補助事業の遂行命令

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、知事は、施設に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。

イ 施設が、アの命令に違反したときは、知事は、施設に対し、補助事業の一時停止を命じることがある。

(5) 是正のための措置

ア 知事は、第10条の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認められるときは、補助事業につき、これに適合させるための処置を取るべきことを施設に命じることがある。

イ 次条の規定による実績報告等の提出は、アの命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

(6) 決定の取消し

ア 知事は、施設が次の（ア）から（オ）までのいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

（ア） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（イ） 補助金を他の用途に使用したとき。

（ウ） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

（エ） 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

イ アの規定は、次条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(7) 補助金の返還

ア 知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、施設に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

イ 次条の規定より交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

(8) 違約加算金及び延滞金

ア 施設は、(6)により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

イ 施設は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(9) 他の補助金等の一時停止等

施設が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(10) 補助金調書の作成

施設は、この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかななければならない。

(11) 帳簿の整理

施設は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(12) 寄附金収入の制限

事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

(13) 事業実施のための契約手続

施設が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、原則として東京都が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(14) その他

この要綱に定める条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を都に納付させることがある。

(実績報告及び額の確定)

第8条 この補助金は、5に定める交付申請書の提出をもって実績報告書の提出に代え、6に定める交付の決定をもって額を確定したものとみなす。

(支援金の支払)

第9条 知事は、補助金の額の確定後、補助金を速やかに交付するものとする。

なお、申請に係る内容の不備による振込不能等があり、都が確認等に努めたにもかかわらず、その内容等の補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により支払ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(事業完了後の調査等)

第10条 補助金交付事業者は、補助金交付事業の完了後であっても、都の求めに応じて、調査等の依頼に協力する必要がある。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

(別表)

1 定員数	2 補助単価	3 補助金額
令和7年4月1日時点の定員数	18,000円	第1欄の定員数に第2欄の補助単価を乗じた額